

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会資本整備の一翼を担う建設コンサルタントとして、その社会的責務の履行と企業価値の継続的向上を使命としています。すなわち、社会資本整備に関する調査、計画、設計、施工管理、モニタリング、維持補修など官公庁等発注機関の技術的パートナーとして適切な役割を果たすとともに、企業体としてステークホルダーの満足度を最大限に高めることを経営の基本方針としています。そのためには、業務執行の迅速性、経営の透明性、監視・監督機能の有効性を保持・推進するコーポレート・ガバナンスの構築と実践が必要不可欠であると認識し、その推進に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福山俊弘	469,886	11.03
福山コンサルタント社員持株会	346,413	8.13
株式会社ハルモニア	244,100	5.73
株式会社もみじ銀行	181,500	4.26
株式会社西日本シティ銀行	151,000	3.55
株式会社福岡銀行	147,070	3.45
株式会社十八銀行	133,000	3.12
栗林辰彦	127,016	2.98
田中 稔	101,640	2.39
株式会社広島銀行	60,500	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 JASDAQ
---------------	-----------

決算期	6月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、支配株主を有していませんので、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、監査室の連携状況は次のとおりです。

- 監査役は、会計監査人の監査計画書に対して意見を述べ協議し、会計監査人はその結果に基づき監査を実施しています。
- 監査役は、監査室と連携して、会計監査人の監査に適宜立会い、問題の有無を含め情報の交換を行っています。
- 監査役は、会計監査人の作成する監査レポートの報告を受け、双方協議のうえ、改善すべき事項などを確認しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
福田玄祥	他の会社の出身者								○	
野田仁志	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- 親会社出身である
- その他の関係会社出身である
- 当該会社の株主である
- 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
福田玄祥	○	弁護士	法務関係の適任者として選任
野田仁志	○	税理士	税務関係の適任者として選任

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

賞与は業績に応じて決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成25年6月期における取締役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役 6名 98,197千円
(注)1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人給与(賞与を含む。)を含んでいません。なお、その金額は23,830千円です。
2. 支給額には、役員退職慰労引当金繰入額9,750千円(取締役6名)を含んでいます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、取締役報酬・賞与規定に基づき、取締役会が決定しています。また、取締役の退職慰労金の支給に充てるため、取締役退職慰労金規程に基づき、期末要支給額を引当計上しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の要請に応じて、監査役会事務局が適宜サポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

- 業務執行
関係法令ならびに会議規程に則り、取締役会・経営戦略会議で経営全般の意思決定を行い、事業戦略会議を中心に業務を執行しています。
- 監査・監督
監査役会が業務監査を行い、会計監査人が会計監査および内部統制監査を行っています。
- 指名・報酬決定
取締役候補者の指名は取締役会が行っています。また、監査役候補者の指名は監査役会の同意のもと取締役会が行っています。取締役の報酬は取締役会が、監査役の報酬は監査役会が決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法における会計監査人設置会社および監査役設置会社であり、社外監査役2名を選任しています。社外監査役2名は、弁護士または税理士資格を有しており、取締役会に対して客観性の高い経営監視機能を確保していると考えられるため、現状の体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算期を6月とし、9月末に株主総会を開催しています。
その他	株主総会終了後、株主の皆様との懇談会を開催しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	直近では、平成25年3月、福岡市において一般投資家向け説明会を開催しました。代表取締役社長以下3名が出席し、25年6月期第2四半期決算の報告と経営方針・戦略、業績の見通し等について説明を行いました。一般投資家31名の参加がありました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	直近では、平成25年9月、日本証券アナリスト協会（東京）において説明会を開催しました。代表取締役社長以下3名が出席し、平成25年6月期決算の概要、第3次長期プラン、業績の見通し等について説明を行いました。アナリスト協会会員31名の参加がありました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部および戦略企画室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針のひとつに、ステークホルダーの満足度向上を位置付け、その促進に取り組んでいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化防止のための「チーム・マイナス6%」への参加による環境保全活動および、インターンシップの実施、大学への講師派遣、身体障害者の雇用などのCSR活動に積極的に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを広報媒体の主軸として位置付け、ニュース・リリース、株主通信、取材記事などについて積極的な情報提供を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの根幹的な実行手段として位置付け、その基本的な方針と実施体制を整備しかつ維持しています。(平成25年10月1日現在)

1. 取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 原則として毎月1回開催する取締役会において適合性を確保する体制を整備しかつ維持しています。
 - b. 取締役会に事務局を設置し、議案の事前チェックおよび決議事項の事後チェックを実施しています。
 - c. 取締役会の議事進行、決議事項について、監査役が適法性を監査・監督し、必要に応じて取締役会に対する指示(適法性監査報告書)を行い、これにより必要な是正措置を講じています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会事務局は、取締役会の議事録、取締役の職務に係る稟議書等の決裁書類および各種契約文書等を、文書管理規程に基づき保存・管理しています。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理マニュアルを作成し、全従業員に対し周知徹底しています。また、逐次変化するリスクの特定とその対策の決定およびモニタリングを継続して、適時かつ正確なリスク情報が取締役に報告される体制を整備しかつ維持しています。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画に関する規程に基づき、中長期プラン、年次経営計画・年次財務計画等を体系的に策定し、計画達成のための戦略・施策と役割分担を明確にしています。
なお、取締役の職務執行については、取締役会より一部決議を委任した経営戦略会議において、関係法令・規則に従って、迅速な審議・決定を行っています。
また、代表取締役社長が直接全従業員に対し、経営計画等を説明する機会を設けて、戦略・施策の浸透を図っています。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
顧問弁護士などの社外専門家との密接な関係を保ち、適宜アドバイスを受けることができる体制を整備しかつ維持しています。加えて、法令遵守について、社内研修会の実施、監査室による内部監査等により徹底を図っています。
6. 当該株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社から定期的に業務執行および財務状況の報告を受ける管理体制を構築しています。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会事務局を常設し、監査役の職務を補助しています。当該使用人を設置する場合には、指揮命令権は監査役に属するものとし、当該使用人の任命、異動など人事権の行使に当たっては、取締役会における協議により決定しています。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役からの報告は取締役会において、使用人からの報告は事業戦略会議を通じて行うことを基本としています。
 - b. 監査役は、必要に応じて役員に対し随時個別に報告を求めることができます。その他、稟議書や決裁書類についても、必要に応じて閲覧を請求することができます。
 - c. 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っています。
9. その他の体制
 - a. 執行役員制度
取締役会の決議をもって、幹部職員の中から執行役員を指名し、機動的な業務執行を推進しています。
 - b. 事業戦略会議
取締役戦略企画室長を議長とし、事業執行部門幹部を主なメンバーとする事業戦略会議を毎月開催しています。本会は、中長期プラン、年次経営計画等に基づいて、取締役会の指揮により効率的に事業を執行するとともに、関連する主要課題について幅広く協議し、必要に応じて、取締役会へ方針や施策などの具申を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士・警察等外部機関と連携することで、これらとの関係を一切遮断することを基本方針としています。
2. 体制の整備
当社は、上記基本方針の実践のため「リスク管理マニュアル」を作成し、その履行を全社員に周知徹底しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

